

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第42号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第2項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を2人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、大阪事務所副所長、新潟テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第21条第1項及び第27条第1項に規定する次長及び副館長（副館長を2人以上置く場合は、事務所長の指定する副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第28条第1項（同規則第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の8第5項及び第49条第18項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第59条第1項に規定する副署長及び次長をいう。 (7) （略） (8) 係長 新潟県行政組織規則第170条第1項に規定する係長、同規則第171条に規定する行政調査員、同規則第177条第2項に規定する政策企画員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第192条第1項に規定する係長、同規則第211条第1項に規定する課長代理、同条第2項に規定する総括所長代理、同条第3項に規定する所長代理（大阪事務所所長代理に限る。）、同規則第212条第1項に規定する係長、新潟県教育委員会組織規則第22条第1項及び第28条第1項に規定する係長、新潟県立学校管理運営に関する規則第28条の2第1項（第42条の8第6項、第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第2項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を2人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、大阪事務所副所長、新潟テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第21条第1項及び第27条第1項に規定する次長及び副館長（副館長を2人以上置く場合は、事務所長の指定する副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第28条第1項（同規則第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の8第5項、<u>第49条第18項及び第50条の6第3項</u>に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第59条第1項に規定する副署長及び次長をいう。 (7) （略） (8) 係長 新潟県行政組織規則第170条第1項に規定する係長、同規則第171条に規定する行政調査員、同規則第177条第2項に規定する政策企画員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第192条第1項に規定する係長、同規則第211条第1項に規定する課長代理、同条第2項に規定する総括所長代理、同条第3項に規定する所長代理（大阪事務所所長代理に限る。）、同規則第212条第1項に規定する係長、新潟県教育委員会組織規則第22条第1項及び第28条第1項に規定する係長、新潟県立学校管理運営に関する規則第28条の2第1項（第42条の8第6項、第42条の16第6項、<u>第49条第12項及び第50条の6第4項</u>

合を含む。)に規定する係長並びに議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び新潟県警察の予算経理を分掌する課の係長をいう。

(9)～(19) (略)

別表第 1 (第 2 条関係)

名 称	所管組織
(略) 新潟北高等学校 <u>碧高等学校</u> (略)	(略)
(略) 放射線監視センター <u>柏崎高等学校附属中学校</u> (略)	(略)
(略)	

において準用する場合を含む。)に規定する係長並びに議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び新潟県警察の予算経理を分掌する課の係長をいう。

(9)～(19) (略)

別表第 1 (第 2 条関係)

名 称	所管組織
(略) 新潟北高等学校 (略)	(略)
(略) 放射線監視センター (略)	(略)
(略)	

附 則

この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。